

予算決算委員会建設分科会記録

1 日 時 令和2年6月19日（金曜日）

開 会	午前 9時59分
休 憩	午前10時13分
再 開	午前10時29分
休 憩	午前11時11分
再 開	午前11時17分
閉 会	午前11時33分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

分科会長	押 田 大 祐
分科会副会長	尾 上 一 彦
委 員	岡 部 享
//	竹 田 勝
//	佐 藤 則 寿
//	村 上 和 久
//	村 家 博
//	柞 山 数 男
//	五 本 幸 正

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	相澤	充則
局次長	河部	勝巳
参事（警防課長）	原野	理
総務課長	石井	誠
総務課主幹（総務企画・調整担当）	嘉戸	智人

【上下水道局】

局長	山崎	耕一
局次長	金山	靖
局次長（技術担当）	深山	隆
経営企画課長	石金	俊介
契約出納課長	井上	剛秀
料金課長	泉野	敬之
水道課長	山崎	明彦
経営企画課主幹（調整担当）	櫻井	一英
下水道課主幹	沖村	一

【活力都市創造部】

部長	中村	雅也
部次長	大沢	一貴
部次長（技術担当）	狩野	雅人
参事（都市計画課長）	村井	真哉
交通政策課長	野村	知範
富山駅周辺地区整備課長	山崎	哲志
路面電車推進課長	高田	秀昭
活力都市推進課主幹（調整担当）	谷島	洋

【建設部】

部長	舟田	安浩
部次長	中村	敏之
部次長（技術担当）	酒井	正道
河川課長	経澤	陽一
道路構造保全対策課長	野上	一成
公園緑地課長	谷井	隆彦
市営住宅課長	片山	建
土木事務所管理課長	村田	友康
建設政策課主幹（調整担当）	竹内	宗健

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長

本田 宏之

議事調査課主査

金井 沙織

議事調査課主任

田伏 由佳

正中、歳出第9款消防費
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

消防局長 〔挨拶〕

総務課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

村上委員 今の説明についてですけれども、今までは現金で払っていたのですか。

警防課長 緊急の場合は料金は発生しません。

村上委員 料金が発生する場合に、例えば市役所で持っているカードがあってそれで払っているのか、財布があってそこから出しているのか、イメージしたいのです。

警防課長 中日本高速道路株式会社から救急の業務委託をされております。そのため、料金は一切かかりません。

村上委員 そうすると、そんなに早く一時間短縮になる

のかという気がするのですが、どうなのでしょう
うか。

警防課長

先ほどの総務課長の説明にもありましたように、今はE T C車載器がついていないので、一般レーンを走ります。そのため、一般車両が前にいる場合には料金所で止まらなければいけません。

それがE T C車載器をつけてE T Cレーンを走りますと、時速20キロメートルで、ずんずん進んでいきますので、時間のロスにはならないということです。

村上委員

分かりました。お金の収受に時間がかかっているということではなくて、前に車がいたら時間がかかるということで、空いているレーンを通りたいというふうに理解しました。

議案説明資料には、そういうことを端的に書かれればいいのです。搬送した医療機関から早急に消防署へ戻り、次の出動に備えるためになどということは書かなくても、緊急走行に支障があるというぐらいの記載でよかったのかなと思います。余計なことを書くから、そんなに大変なのかなという気がしたわけで、説明は内容を選んで書かれてはいかがかなと。何でも盛り込めばいいということではないと

いうふうに思います。

消防局長

今回のETC車載器につきましては、新型コロナウイルスに関係して補正予算を出させていただきました。

陽性が確定している患者に関しまして、今回、富山医療圏以外への搬送はございませんでしたが、一時、富山医療圏以外への搬送という話もありまして、その際にはどうしてもチケットの処理をしないといけないということで、接点があります。

陽性患者に関しましては、通常の疑いのある患者と違いまして、タイベックといいますか、頭から全身を覆うもので最大限の感染防御を行って搬送をしておりました。

その際は、病院で消毒せずに一どうしても脱ぐときに感染の危険性が一番高くなるものですから一陽性患者を搬送した場合は、そのまま消防局に戻ってきて、そこで初めて脱ぐという手順を取っておりました。そして、保健所から頂いております医療廃棄ボックスの中に廃棄物を全部捨てて、それを保健所に持って行っていただくという手順を取っておりました。

ですので、陽性患者を搬送して、高速道路を使って帰ってくるときに、どうしてもチケット

トのやり取りをしたくなかった、絶対に接触したくなかったということがありますし、高速道路関係者に対しての感染防止という観点からも行いたくないという気持ちがございます。今回、このようなETC車載器購入整備事業を出させていただいております。

岡部委員

関連して。

今説明がありましたので、導入そのものについては反対しませんが、高速道路の使用頻度は実際にどのくらいあったのか分ければお答えください。

警防課長

高速道路上の救急出動件数及び高速道路を使用した緊急搬送件数につきましては、平成31年と令和元年では30件となっております。過去5年を見ますと合計143件で、年平均にしますと29件となっております。

岡部委員

救急車は分かったのですが、消防自動車への整備は必要ないのですか。

警防課長

高速道路を使用した消防ポンプ自動車等の出動件数につきましては、平成31年と令和元年につきましては17件でございます。救急車と比較しますと少ない状況となっております。

ので、現在のところは搭載する必要はなく、今後、出動件数の増加によっては考えていかなければならないと考えております。

岡部委員 現状ではE T C車載器がついていないので、当然、一般のレーンを進んでいかないといけません。E T C車載器をつけると、当然カードが必要になってくるのですけれども、何か特殊なカードがあるのでしょうか。

警防課長 E T Cカードにつきましては、中日本高速道路株式会社へ、滑川インターチェンジから砺波インターチェンジまでの区間で使用することが可能な、E T Cカード機能を備えた業務用プレートの貸与を現在申請中で、後日、それが貸与されることとなっております。しかしながら、滑川インターチェンジから砺波インターチェンジまでの区間以外でも使用できるように要望しましたが、現在のところ難しいという返答がありましたので、一般の方と同様のE T Cカードを16台分作成することとしております。

岡部委員 参考までに、2019年から佐賀県がNEXCO西日本と協定を結んで特殊なカードを発行したという例もありますので、少し調べて

いただければというふうに思います。

分科会長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第91号中消防局所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第7号 令和元年度富山市継続費繰越計算書、第9款消防費
を議題といたします。
これより当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
 なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
 以上で、建設分科会消防局所管分を終了いたします。

午前 10 時 13 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 29 分    再開

分科会長      これより、建設分科会上下水道局所管分に入ります。  
                  報告案件として提出されている  
                  報告第 9 号    令和元年度富山市公共下水道事業会計継続費繰越計算書、  
                  報告第 14 号   令和元年度富山市水道事業会計予算繰越計算書、  
                  報告第 15 号   令和元年度富山市公共下水道事業会計予算繰越計算書、  
                  報告第 18 号   債権放棄報告の件中、上下水道局所管分、

以上4件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

上下水道局長 〔挨拶〕

上下水道局次長 〔報告第9号について、  
報告第14号について、  
報告第15号について、  
議案説明資料により説明〕

料金課長 〔報告第18号について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

竹田委員 ただいま御報告がありました。まず報告第18号の債権放棄報告の件に関して、議案書115ページに水道料金の記載がありまして、時効経過となったものが84万5,000円余りということになっています。時効に至るまでの期間ですとか料金の徴収について、上下水道局ではどのような取組をされたのか、お伺いいたします。

料金課長 水道料金を納付期限までお支払いいただけた

かった場合には、書面による督促、電話や現地訪問による納付折衝を行っておりますが、それでもお支払いいただけない場合には、水道の供給を停止する旨の通知を行い、給水を停止することとしております。

なお、給水を停止した後もお支払いいただけなかった場合には、年に4回、書面による督促を行うだけでなく、電話や現地訪問による督促を随時行い、納付折衝を継続しております。

また、市外へ転居した債務者に対しましては、年に3回、現地訪問による実態調査を実施し、納付折衝を行っております。

竹田委員

平成29年の民法改正によりまして、令和2年4月からは、これまで2年とされていた短期消滅時効が5年に見直しされると、このように伺っております。

水道料金に関する債権についても同様なのか、お伺いいたします。

料金課長

水道料金に関する債権につきましては、新法の施行日である令和2年4月1日以降に給水の申込みを頂いたものは消滅時効が5年となりますが、施行日以前に給水申込みがあったものにつきましては、従来と同様、2年の消

滅時効が適用されます。

竹田委員 今回の時効期間の見直しは、今後、料金の徴収に関して何らかの影響があるものなのですか。

料金課長 お客様からの給水申込みが新法の施行日である令和2年4月1日以降のものは5年、施行日前のものは2年と、消滅時効期間が混在することから、より一層厳密な債権管理が必要となるため、現行のシステムを改修し、対応してまいりたいと考えております。  
消滅時効期間が5年へと延長されるわけですが、時効期間の延長にかかわらず、調査の早期着手に努め、滞納の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

竹田委員 もう1点、債権の放棄事由の中に行方不明等というものがありますが、この行方不明等というのはどのような基準で判断されているのでしょうか、お伺いいたします。

料金課長 先ほども申し上げましたとおり、上下水道局では滞納整理を進めるため、住民登録や法人登記等の状況調査を行い、居住地等を把握し、納付していただけるよう、折衝を続けており

ます。

具体的には、滞納が発生した場合に送付する催告書が宛先不明ということで返戻されます。このような場合には、まず居住地や住民登録地へ職員が赴き、現地調査を行います。

次に、住民基本台帳の確認を行い、既に他市町村へ転居の届出がなされている場合には、転居先の市町村への照会を行います。

加えて、債務者が下水道使用料も滞納している場合には一下水道使用料が公債権であることから、上下水道局職員には法に基づく調査権があり、これに基づき、携帯電話会社へ契約者住所照会を行い、居住地の把握が可能となる場合がございます。

これらの調査を行っても債務者の居場所、行き先、消息などが確認できず、当該債権を徴収できる見込みがない場合につきましては行方不明と判断し、債権放棄を行っているものでございます。

分科会長           ほかに、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長           ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、上下水道局所管分を終了いたします。この後、活力都市創造部所管分に入ります。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔上下水道局退室／活力都市創造部入室〕

分科会長      これより、活力都市創造部所管分の議案の審査を行います。  
議案第91号 令和2年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費中、活力都市創造部所管分  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

活力都市創造部長      〔挨拶〕

活力都市創造部次長      〔議案第91号中  
活力都市創造部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

都市計画課長      〔議案第91号中  
都市機能立地促進事業について、



議案説明資料により説明]

交通政策課長 [議案第91号中  
水橋地域自主運行バス事業について、  
議案説明資料により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

村家委員 都市機能立地促進事業について質問させていただきます。  
ようやくと言えればいいのか、やっとと言えればいいのか—この事業が始まってからは何年たちますか。

都市計画課長 この富山市都市機能立地促進事業補助金は、平成30年からスタートしております。

村家委員 ようやくという感じで、よかったなと感じております。特に買物難民といいますか、そういう点ではいろいろと、富山市でも幾つか候補を挙げて、今、言われたように平成30年からこの事業を……。  
今、山田地域の農協にコンビニエンスストアが出店を予定しておられるので補助されるということを本当に喜んでいるのですが、どの

ような経緯でそのような話になったのか、お伺いします。

都市計画課長

J A 山田村 1 階の売店は、どちらかということ  
農業品をメインとしながら日用品も一部購入  
できる、そういった売店でございました。

ただ、近年、売上げが非常に低迷しまして、  
昨年の上には閉店ということも検討されたとい  
うことでございます。

その一方で、地元からは継続への強い要望も  
ありまして、J A では何とかできないかとい  
うことで、コンビニについて少し検討されて  
いたということでございます。

ただ、コンビニといえますと、普通は商圏の  
圏域人口が 3, 0 0 0 人とか 4, 0 0 0 人と  
か、ある程度広域な中で展開されるものです  
が、山田地域では 1, 4 0 0 人ぐらいしかい  
ないということ、かつ通過交通も期待できな  
いということ、非常に悩んでおられる中で、  
フルのサービスではないものの、飲料品や食  
料品、生活必需品を中心に、立地条件に見合  
った売場面積と商品を提供する、山崎製パン  
が展開する Y ショップというタイプのもので  
あれば設置が可能だということが分かりまし  
て、このたび、J A と山崎製パンが合意され  
たというものでございます。

本市のホームページを見たJAから、何か補助金があるのかという相談があり、今回の件に至ったという経緯でございます。

村家委員

今ほど都市計画課長がおっしゃいましたように、日常生活に必要な商業施設が不足する地域に出店するコンビニやスーパーに補助金を出すということで、市も本当に苦勞しておられるということは分かっていたのですが、もし万が一例えば移動販売の車ですとか、そういうものも買物難民のいる地域に結構出ているのですね。そういう中で、コンビニを維持、経営していくのは大変難しいのではないかという思いもあるのです。

補助金を交付される中で、もし撤退するという事になったときには、どのように返還してもらおうのか。これからやろうとしているのに、後退することを言ってもどうにもならないのですけれども、古洞の森の件もございましたので、その辺はどのようにやっていくのですか。

都市計画課長

富山市都市機能立地促進事業補助金交付要綱の第20条で、営業をスタートしてから10年間は営業を継続してもらおうということになっておりまして、これに違反すると、補助金

の一部または全額について返還を求めることがあるというふうに定めております。

したがって、万が一そういった話になる場合は、その時点で事業者との交渉により補助金の返還を求めるということになろうかと思えます。

村家委員

今ほど、山田地域ではコンビニができるということですが、私の記憶では、まだ一例えば和合地区ですとか上滝地区ですとか、そういうところがあったと思っています。今、買物難民とか、日常生活に必要な商業施設が不足する地区と市が認識している区域というのは結構あるのでしょうか、そのことをお尋ねします。

都市計画課長

立地適正化計画の中で調べたところ、富山市内に4地域ございました。和合地域、大山地域、そして山田地域、細入地域のそれぞれの地域で商業施設が不足しているということが分かりましたので、そういった施設を誘致するために、市としては補助金交付要綱を設けているものでございます。

村家委員

山崎製パンとも協力して行われるということですから、できれば撤退しないよう

な形で、しっかりその地域が望むような環境になればいいなと思っております。

佐藤委員 水橋地域自主運行バス事業について伺います。今回、車両が老朽化していることから更新するという事なのですが、主な附属品として、ドライブレコーダー等も書いてあります。現在の車両にもついているのか、また、今回、低床車両に更新すると聞いておりますけれども、今のものは通常のステップだと聞いていますので、その経緯も併せて伺えればと思います。

交通政策課長 まず1つ目の御質問ですが、もともと現在の車両にはドライブレコーダーはついておりません。近年、あおり運転等の発生もありまして、そういった対策のために、運行主体であるNPO法人水橋ふれあいコミュニティバス及び受託している株式会社アイカワという運行会社のほうから、全方位、360度方位のドライブレコーダーを設置してほしいという依頼を受けておりまして、今回設置する計画としております。

もう1つ、ステップの話でございますが、現在の車両は通常の一般的なバスになっておりまして、乗り口に2段のステップがございます。

す。水橋地域の自主運行バスにつきましては、やはり高齢者の御利用が非常に多いということで、極力ノンステップのバスでと以前から要望を受けておりましたので、今回、ノンステップの低床車両を導入するものです。

平野部のほかの地域の自主運行バスでは既に低床車両が一例えば中心市街地だったりとか呉羽地域等では既に低床車両になっておりますので、水橋地域が今回低床車両に更新されれば、平野部の自主運行バスのバス車両につきましては、低床化率が100%となるものでございます。

佐藤委員

ありがとうございます。

やはり安全性と利便性、そういったことを更新のたびにしっかりとやっていっていただきたいと思います。

今お話がありましたけれども、低床のバス—電車もそうですけれども—そういった要望は多いと思うのです。平野部については100%になるというお話でしたけれども、全市域的な計画の状況も併せて—関連の質問になりますけれども、生活交通安全対策事業ですので—今後の見込み、計画もあればお知らせいただければと思います。

交通政策課長 富山市が市営で運営しております八尾コミュニティバス、山田コミュニティバス、大山コミュニティバスにつきましては、山間地といえますか、冬季に積雪地を走行することから、安全性の確保を最優先にしまして、基本的には四輪駆動車のマイクロバスを導入することを検討しております。今後は四輪駆動車を中心に導入しますので、低床バスを山間地域に導入するのは困難と考えております。

佐藤委員 ありがとうございます。  
いずれにしても、四駆になれば車高が高くなるのは当然ですけれども、利便性と、何よりも安全性といったことで、住民の方にも理解を頂きながら、無事故を期すように運営を行っていただければと思います。

分科会長 ほかに、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第91号中活力都市創造部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、活力都市創造部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第11号 令和元年度富山市繰越明許費繰越計算書、第8款土木費中、活力都市創造部所管分、  
報告第17号 令和元年度富山市事故繰越し繰越計算書、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

活力都市創造部次長 〔報告第11号中  
活力都市創造部所管分について、  
議案書により説明〕

富山駅周辺 〔報告第17号中  
地区整備課長 富山駅周辺整備事業費の事故繰越について、  
議案説明資料により説明〕

路面電車推進課長 〔報告第17号中  
市内電車環状線事業費の事故繰越について、  
議案説明資料により説明〕



分科会長           これより、質疑に入ります。  
                          質疑はございませんか。

岡部委員           富山駅周辺整備事業費の事故線越について、これは県が主体の事業ということですが、想定外規模の擁壁等が発見されたということで、仮線路などを設置する際には想定されていなかったのか、分かっていなかったのかということ非常に疑問に思うわけですが、いかがでしょうか。

富山駅周辺  
地区整備課長      おっしゃるとおり、もともとこれは高架化に伴うもので、当時は仮線路を使っていたのですが、高架化が終わったため、それを除去するものでございます。

当然、仮線路といたしましては、もちろん事業主体である県で盛ったり、擁壁を造ったりしておりますが、ただ、その一部といたしまして、もともとの北陸本線の路体といいますか線路敷も使用しております、北陸本線の線路敷、それと新たに盛った仮の線路を用いて運行をしておりました。

今、高架化が全部終わったものですから、もともとの北陸本線の鉄道施設、こちらのほうも不要になりますので、それを撤去していたのですが、北陸本線当時の構造なりというも

のは十分には把握できないものですから、実際に掘削等の作業をしてみたら、とても大きなものが出てきたということでございます。

岡部委員 国鉄時代からいろいろな工事をされているので、そういうことも想定されていると思ったのです。では、工事の完了時期はいつ頃になるのですか。大分遅れるのでしょうか。

富山駅周辺  
地区整備課長 事故繰越をしたものは、いたち川にかかる仮の桁の工事でございます。先ほども申しました不慮のというか、想定外規模の擁壁等が出てきたことで、工事の着手が実際に遅れたわけなのですが、現場のほうでは工事が終わっておりますので、これによる全体の工程等への影響というものはございません。

岡部委員 報告とは少しずれるかもしれませんが、本年の連立事業の内容について少しお聞かせいただければと思います。

分科会長 これに関してはただいまの報告に直接関係がないということですので、却下とさせていただきます。ほかにありませんか。

佐藤委員 議案説明資料6ページの市内電車環状線事業費の事故繰越、こちらのほうですけれども、ドイツ製の電気転轍器と書いてあります。場所は図面どおりなのでしょうけれども、そもそもこれはどういったものなのか、説明を頂いてよろしいですか。

路面電車推進課長 この資料にもございますとおり、軌道上を走行している路面電車を他の軌道に分岐させるための機械ということで、信号からの情報を受けて、必ず所定の方向に移動できるように、人間に代わり機械が分岐機を動かすという装置になります。

佐藤委員 市内電車の環状線で、いわゆる転轍器の設置はこの箇所だけなのでしょう。

路面電車推進課長 昨年度、南北の路面電車が一体化しまして、市では3路線を管理しているのですが、市で管理している路線の中で設置している転轍器については3か所ございます。

佐藤委員 そうしますと、ほかの2か所はもうオーバーホール済みということで、残りの1か所がこういった理由で繰越しになっているということでしょうか。

路面電車推進課長 3か所ございますが、富山駅の北側にあるものは昨年度の南北接続の際に新設したものでございます。南側の2か所については、北陸新幹線の開業に合わせて整備したものに なりまして、2か所のうち1か所のオーバーホールを行うということが今回の業務の内容になります。

佐藤委員 きちっと運行できることが大事ですので結構なのですが、そうすると、この事故繰越の理由が新型コロナウイルス感染症ということになりますと、今後の見通しはどのようになるのでしょうか。

路面電車推進課長 確かに、今の新型コロナウイルス感染症の状況は予測がつかないということもありまして、日本とドイツの入国制限もまだ解除されておりませんし、ドイツ国内にあるメーカーの社内規定として、日本への渡航をどうするのかということも実際には分からない状況であります。そうしますと、今後もドイツのメーカーの技術者が日本に来られないということでもあります。そのような場合には、契約の内容を変更いたしまして、最終的な現地での確認を行わずに業務を終えることも検討したいと考えています。

佐藤委員 事故が起きると大変なことになるので、技術的な面になりますが、そういう意味で一契約上もですけれども一安全性としては、大体どれぐらいの間隔でオーバーホールするのか、事故等が想定されるようなことはないのでしょうか。あまり細かいことを言っても仕方がないのですが、念のためというか、答えられる範囲で結構なので、お答えいただけますか。

路面電車推進課長 基本的に、路面電車施設では日常点検を行っており、1年に1回の定期検査並びに2年に1回の精密検査を行っているのです。ただ、この転轍器は非常に精密な機械になりますので、ドイツのメーカーからの推奨もありまして、5年に1度オーバーホールすることになっております。これが原則で、状況を見ながら、実際に必要かどうかということ判断するわけなのですが、今回の場合は定期検査の中で若干摩耗しているものが散見されたというようなこともありまして、メーカーの推奨のとおりオーバーホールを行うことにいたしました。

岡部委員 関連して質問します。  
海外メーカーの技術者による作業ということなのですが、技術者はどこから来られるので

すか。

路面電車推進課長 本来であれば一日本でもこのような転轍器を製造していれば、日本の技術者でこういった最終調整ができるのですが、日本ではこのような転轍器を作っていないのでドイツの製品を採用いたしました。製造会社はドイツのハニング・アンド・カールという会社になるのですが、そのメーカーの技術者が、今回、現地での最終調整や確認を行う予定としておりました。

岡部委員 昨今、全国的に路面電車がかなり見直しされてきているため、日本で作っていないということが少し意外だったので聞いたのです。作っていないということですから、しょうがないのかなと思いますけれども、驚きました。

尾上委員 今ほどの説明で、最終的な検査ということでしたので、十分なオーバーホールもできていますし一日本のオーバーホールをされる技術者もそれなりの技術力を持ってやっておられるので問題はないと思うのですけれども、今後、検査をしないことでの支障はないのですか。

路面電車推進課長 御指摘のとおり、確かに今までは新品のものしか使用実績がないのです。オーバーホールを行ったものについては、実はドイツでは実績があって、問題がないとは伺っているのですが、残念ながら富山ではそういった実績がありません。ですから、例えば今のものは予備品として保管することになるわけなのですが、それを例えば何年か後に使用しようとしたときに不都合があると、やはり運行の支障になるということもございます。ですからやむを得ず契約を変更して、予備品として保管することになったとしても、4年後にはきちんと最終調整や確認などを行うとともに、メーカーと協力体制を構築して、何か問題があったときには速やかに対応できるように努めてまいりたいと考えています。

尾上委員 私は、オーバーホールしたと聞いたので、分解点検をして、そのものをまた使用していると思っているのですけれども、予備品という意味はどういったことなのですか。

路面電車推進課長 もともと今回の業務は、5年経過したことからドイツでオーバーホールするものですが、取り外しが必要なので、予備品と交換しなければいけないのです。

ですから、現在新品の予備品が入っていて—それは新品ですから—今は走行上、一切問題ないのですが、オーバーホールしたものの動作確認が富山でできていないので、そういったものの動作確認をきちんとして、実際に安全性を確認した上で公設的な使用としたかったのです。

けれども、今はこのような状況でその確認ができないので、それを後に送らざるを得ないというような状況になっています。

尾上委員

ということは、今設置してあるものは新品なので、5年間は保証されていると言ったらあれかもしれませんが、大丈夫だと、運行に支障を来すようなことはないというふうに思っていていいというわけですね。

路面電車推進課長

そのように認識しています。

分科会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、



議決不要のものです。

以上で、建設分科会活力都市創造部所管分を終了いたします。

午前 11 時 11 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 17 分 再開

分科会長 これより、建設分科会建設部所管分の議案の審査を行います。

議案第 91 号 令和 2 年度富山市一般会計補正予算（第 2 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 8 款土木費中、建設部所管分、第 2 条継続費の補正を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

建設部長 〔挨拶〕

建設部次長 〔議案第 91 号中
建設部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

道路構造保全対策課長 〔議案第 91 号中
橋りょう維持補修事業費について、
議案説明資料により説明〕

河川課長 〔議案第91号中
河川水路整備事業費について、
議案説明資料により説明〕

公園緑地課長 〔議案第91号中
公園整備事業費について、
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

竹田委員 まず、橋りょう維持補修事業費が2億円を超
える金額で、比較的大きな補正額となってお
りますが、その要因としてどのようなことが
考えられるのかお尋ねします。

道路構造保全対策課長 このたびの補正につきましては、全て国の内
示額増に伴うものであります。
国では、今年度から新たに道路メンテナンス
事業補助制度という制度を創設されまして、
橋梁やトンネルの老朽化対策に計画的かつ集
中の支援を行うということで取り組んでい
るとのこと。また、御承知のとおり、本市
では2,200橋もの多くの橋梁等を管理し
ているということ。さらには、さきに行われ
ました国の経済財政諮問会議などにおきまし

ても、本市が推進しております橋梁トリアージが紹介されるなど、本市の取組が一定程度評価されていること等が考えられると思っております。

竹田委員 続きまして、今回の補正予算を活用して、今ほどお話がありましたような橋梁トリアージで橋梁の老朽化対策に取り組んでほしいわけですが、現在の更新や修繕の状況はどのような具合になっていますか。

道路構造保全対策課長 まず、更新一架け替えですねーの状況につきましては、平成26年度に近接目視による定期点検が義務づけられたということで、平成26年度からカウントしますと、架け替えが完了した橋梁としては4橋です。八田橋については本体は終わったのですが、まだ工事中ということで4橋には入れておりません。また、修繕が完了した橋梁は、同じく6年間で69橋ございます。

竹田委員 今ほどの説明でおおよそ理解したのですが、そうしますと、橋梁の老朽化対策は順調に推移していると、そのような理解をしてよろしいでしょうか。

道路構造保全対策課長

限られた人員や予算で鋭意、修繕や更新に努めているところではございますけれども、老朽化対策が必要な橋というのが今なお多く残されております。

さらには、10年後には架設から50年を経過する橋梁が全体の約4割を超えるということで、いずれ更新時期が来るということでは、現在健全だという結果になっている橋につきましても、老朽化は日々進行していくのだろうと思っております。

こうしたことから、本市では、限りある人員や予算で持続的かつ適正な橋梁マネジメントを実現するために、財源の確保はもとより、真に必要な橋梁の修繕や更新を優先的に進める一方で、他の橋梁は重量制限などを行うことで、安全な通行確保をします。さらには統合廃止するという橋梁トリアージを行っておりまして、めり張りのある対応をこの後も推進していきたいと考えております。

竹田委員

引き続き、ぜひ推進をお願いします。

分科会長

ほかにごいませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第91号中建設部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第7号 令和元年度富山市継続費繰越計算書、第8款土木費、
報告第11号 令和元年度富山市繰越明許費繰越計算書、第8款土木費中、建設部所管分、
報告第18号 債権放棄報告の件中、建設部所管分、
以上3件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部次長 〔報告第7号中
建設部所管分について、
報告第11号中
建設部所管分について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

市営住宅課長 〔報告第18号中
建設部所管分について、
議案書により説明〕

分科会長 これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。

以上で、建設部所管分を終了いたします。

これで、6月定例会の当分科会に送付されま
した全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に
御一任願いたいと思いますが、いかがでしょ
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和2年6月定例会の予算決
算委員会建設分科会を閉会いたします。

令和2年6月定例会
予算決算委員会建設分科会記録署名

分科会長 押 田 大 祐

署名委員 佐 藤 則 寿

署名委員 村 上 和 久